

防衛省訓令第13号

児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

防衛大臣 田中 直紀

児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する訓令

(通則)

第1条 防衛省の職員（以下「職員」という。）に対する児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当（以下「児童手当」という。）の受給資格等の認定及び支給に関する事務の取扱いについては、法その他の関係法令の規定によるほか、この訓令の定めるところによる。

(俸給支給機関の長等への委任)

第2条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める職員に対する児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務を行うものとする。

(1) 俸給支給機関の長（俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号）第2条第1項に規定する俸給支給機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。） 俸給支給機関の長としての自己の職務の対象である職員

(2) 防衛事務次官 一般職に属する職員

（他の俸給支給機関に属する職員に関する特例）

第3条 俸給支給機関の長は、他の俸給支給機関に属する職員（一般職に属する職員を除く。）が自己の監督する部隊又は機関に勤務する場合その他特別の事情がある場合において、当該他の俸給支給機関の長から児童手当の支給に関する事務について依頼があり、かつ、その必要があると認めるときは、当該職員に対する当該児童手当の支給に関する事務を行うことができる。

2 前項の場合においては、関係する俸給支給機関の長は、相互に密接に連絡し、重複支給、不支給等の発生の防止に努めなければならない。

（支払日）

第4条 児童手当の支払日は、法第8条第4項本文に規定する支払期月の7日とする。ただし、その日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に当たる場合には、その日前の直近の銀行の営業日とする。

（委任規定）

第5条 この訓令の実施に関し必要な事項は、人事教育局長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 児童手当に関する訓令（昭和47年防衛庁訓令第1号）
 - (2) 平成22年度等における子ども手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する訓令（平成22年防衛省訓令第14号）
 - (3) 平成23年度における子ども手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する訓令（

平成 2 3 年防衛省訓令第 3 5 号)

- 3 この訓令の施行の日後において、平成 2 2 年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成 2 2 年法律第 1 9 号）に基づく子ども手当又は平成 2 3 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 7 号）に基づく子ども手当に関する事務を行う必要があるときは、前項の規定による廃止前の同項第二号又は第三号に掲げる訓令の規定は、なおその効力を有する。